

神奈川県子ども・子育て支援推進条例施行規則

(平成19年3月20日規則第30号)

最終改正：令和2年6月30日規則第60号

(認証の申請)

第1条 神奈川県子ども・子育て支援推進条例（平成19年神奈川県条例第6号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定による申請は、神奈川県子ども・子育て支援推進事業者認証申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 就業規則その他これに準ずるもの（以下「就業規則等」という。）
 - (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項に規定する育児のための所定労働時間の短縮措置を講じていることを証する書類
 - (3) 育児・介護休業法第29条に規定する者（以下「職業家庭両立推進者」という。）の選任を証する書類
 - (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項に規定する一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）及び当該一般事業主行動計画を届け出たことを証する書類又は同法第15条の2の規定による認定を受けたことを証する書類
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 一部改正〔平成22年規則87号〕

(認証の基準)

第2条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業に関する事項について就業規則等に規定していること。
- (2) 育児・介護休業法第16条の2第1項に規定する子の看護休暇に関する事項について就業規則等に規定していること。
- (3) 育児・介護休業法第17条の規定による時間外労働の制限に関する事項について就業規則等に規定していること。
- (4) 育児・介護休業法第19条の規定による深夜業の制限に関する事項について就業規則等に規定していること。
- (5) 育児・介護休業法第23条第1項に規定する育児のための所定労働時間の短縮措置を講じていること。
- (6) 職業家庭両立推進者を選任していること。
- (7) 計画期間が2年以上5年以下である一般事業主行動計画の届出を行い、かつ、インターネットの利用その他の方法により公表していること又は次世代育成支援対策推進法第15条の2の規定による認定を受けていること。
- (8) 関係法令に違反する重大な事実がないこと。

(認証証明書)

第3条 条例第16条第2項の認証証明書は、第2号様式によるものとする。

(登録)

第4条 条例第16条第2項に規定する子ども・子育て支援に関する事項で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 認証を受けた事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 認証年月日及び認証番号
- (3) 登録年月日及び登録番号

- (4) 育児・介護休業法に基づく従業員の子の養育に関する措置の状況
- (5) 職業家庭両立推進者の所属名及び役職名
- (6) 一般事業主行動計画に関する事項
- (7) 次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定の有無
- (8) 次世代育成支援対策推進法第15条の2の規定による認定の有無
- (9) 県内に所在する事業所の名称、所在地等

2 条例第16条第2項の登録は、前項各号に掲げる事項のうち、第1条第1項の申請書又は同条第2項各号に掲げる書類により確認できる事項については当該申請書又は書類により、当該申請書又は書類により確認できない事項については条例第16条第2項の認証を受けた者からの聞き取りその他の方法により確認して行うものとする。

3 条例第16条第2項の登録簿は、第3号様式によるものとする。

4 条例第16条第3項の規定による縦覧は、福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課において行うものとする。

(変更の届出)

第5条 条例第17条第1項の届出は、神奈川県子ども・子育て支援推進事業者登録事項変更届(第4号様式)により行うものとする。

2 前項の変更届には、第1条第2項各号に掲げる書類のうち、変更事項に係る書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日規則第16号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(様式の作成に係る経過措置)

70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成22年6月29日規則第87号)

1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。

2 この規則の施行の際常時100人以下の労働者を雇用する事業者については、平成24年6月30日までの間、改正後の規定は、適用しない。この場合において、改正前の規定は、なおその効力を有する。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成25年3月29日規則第42号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月8日規則第8号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に作成された改正前の第3号様式による神奈川県子ども・子育て支援推進事業者登録簿は、改正後の第3号様式による神奈川県子ども・子育て支援推進事業者登録簿とみなす。

附 則(平成30年3月30日規則第23号抄)

(施行期日)

1 この規則中第1条及び次項から附則第37項までの規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

附 則(令和元年6月25日規則第15号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年6月30日規則第60号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第1条第2項及び第2条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる認証申請について適用し、施行日前にされた認証申請については、なお従前の例による。

3 施行日前に作成された改正前の第3号様式による神奈川県子ども・子育て支援推進事業者登録簿は、改正後の第3号様式による神奈川県子ども・子育て支援推進事業者登録簿とみなす。

4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。